

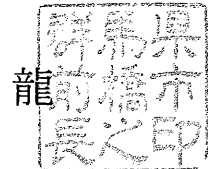
産業廃棄物処分業許可証

住 所 群馬県前橋市石倉町二丁目4番地

氏 名 三原興産株式会社
代表取締役 三原 豊章

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

前橋市長 山 本



許可の年月日 平成28年10月8日
許可の有効期限 平成33年10月7日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理 (破碎)

(2) 産業廃棄物の種類

中間処理 (破碎)

がれき類 (以上1種類)

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 中間処理施設 (破碎)

ア 中間処理施設の設置場所

群馬県前橋市亀里町1074番17、外6筆

イ 中間処理施設の設置年月日

昭和62年10月1日

ウ 中間処理施設の最大処理能力 (許可施設については許可年月日及び許可番号)

(ア) 破碎施設

産業廃棄物の種類及び能力

がれき類 [480t/日 (8時間)]

許可年月日及び許可番号

平成13年4月27日 使用届

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

群馬県前橋市亀里町1074番17、外10筆

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積7,563m² 保管容量19,557m³

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成3年10月8日 新規許可

平成8年10月8日 更新許可

平成12年9月19日 変更許可

平成13年10月8日 更新許可

平成18年10月8日 更新許可

平成23年10月8日 更新許可

平成28年10月8日 更新許可

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出

なし